

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～天井クレーンの無資格運転により労働災害が発生～

一宮労働基準監督署（署長 堀井泰成）は、令和6年9月25日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁一宮支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

フナハシ技研株式会社ほか1名

（所在地：愛知県一宮市伝法寺 事業内容：プラスチック製品製造業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第61条第1項（就業制限）

労働安全衛生法施行令第20条第6号（就業制限に係る業務）

労働安全衛生規則第41条（就業制限についての資格）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和6年4月20日、愛知県一宮市伝法寺地内にある同社工場内において、被疑者の雇用する男性労働者（18歳）が、つり上げ荷重10.2トンの天井クレーンを操作して機械の金型（重量5.4トン）交換作業を行っていたところ、天井クレーンの操作及び作業手順を誤ったことで金型の一部が破損し、被災者に直撃したことにより左眼失明という傷害を負う災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、法令で定めるクレーンの運転資格を有する者でなければ、つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務を行ってはならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、当該運転資格を有していない男性労働者にクレーンの運転の業務を行わせた疑いがあるもの。